**令和６・７年度入札参加資格審査申請要領（建設工事部門）**

曽於市

令和６年度及び令和７年度の曽於市入札参加資格申請を下記のとおり受け付けますので，必ず期限までに関係書類を添えて提出してください。

記

**１．対象年度**

　　令和６年度・令和７年度分**定期受付**（有効期間：令和６年４月１日から令和８年３月31日まで）

**２．受付期間及び受付時間**

　　市内・県内業者：令和６年２月１日（木）から令和６年２月29日（木）まで（日曜日，土曜日及び祝日は除く。）

　　県外業者：令和６年３月１日（金）から令和６年３月29日（金）まで（日曜日，土曜日及び祝日は除く。）

　　　　　　　　　　午前９時から午後４時まで（午前11時30分から午後１時までの時間は除く。）

**３．受付場所**

　　〒899-8692　鹿児島県曽於市末吉町二之方1980番地　曽於市役所　財政課

　　【問い合わせ先】曽於市役所　財政課　入札契約係　電話0986-76-8803（内線1255・1257）

**４．提出方法**

　　持参又は郵送等（郵送等の場合で受付票が必要なときは，官製はがき又は返信用封筒を同封してください。）

　　※郵送等の場合は受付期間内必着でお願いします。

**５．申請者の資格**

　　(1)　建設業法第２条第３項に規定する建設業者

　　(2)　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しないもの

**※次の各号に該当する者は，入札参加資格審査の申請及び有資格者としての認定をすることができません。**

　　　・入札参加を希望する工種について，直前２年間における当該工事の実績がない者。ただし，曽於市内に主たる営業所を有する者を除く。

　　　・入札参加資格審査申請時に，市税等の滞納がある者

　　　・入札参加資格審査時に虚偽の申告又は重要な事実の申告を行わなかった者

**６．注意事項**

　　(1)　提出書類は申請日現在で作成し，申請書等の押印漏れや添付書類の不備のないように，提出前に再度御確認ください。

　　(2)　確認票（確認欄にチェックしたもの）２部を申請書に綴じてください。

　　(3)　証明書類は原則令和６年１月４日以降に取得のものに限ります。

※労災雇用保険料納入証明書は，第３期分の納付期限が令和６年１月31日のため，納付期限を経過した日の証明書を取得してください。令和６年１月31日以前に取得した証明書の場合は，「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付・領収書（第１期～第３期分）」の写しを添付してください。詳細は下記の記入要領を確認ください。

　　(4)　申請書類を綴じるときは，フラットファイル（Ａ４版縦長，市販されている紙製）を使用し，表紙と背表紙に会社名を記入して「確認票」

　　　　 の表の順に綴じ込んでください。

※フラットファイルの色は，市内業者：ピンク，県内業者：青色，県外業者：黄色を使用してください。

　　(5)　年間委任された場合は，**ファイルの色が委任先の所在地**となりますので，注意をお願いします。

**７．提出部数**

　　１部（確認票のみチェックをしたもの２部）

**８．提出書類及び記入要領等**

　　一覧表（○印は必須，△印は該当のみ，×は提出不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提　出　書　類 | 市内業者 | 県内・県外業者 |
|  | 記入要領等 |  | 記入要領等 |
| 綴じ込む書類（各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | １ | 入札参加資格申請の確認票 | ○ | **【指定様式（市内用）】**※チェックして２部提出 | ○ | **【指定様式（県内外用）】**※チェックして２部提出 |
| ２ | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事） | ○ | **【指定様式１－１】**※実印（指定様式７使用印鑑届の実印）を押印する。**【指定様式１－２】**※「許可」については，建設業許可を有する工種に特定は●印，一般は○印を付ける。（委任の場合は，委任先営業所が建設業許可(専任技術者)を有する工種）※「希望」については，建設業許可を有するものに限る。※曽於市内の業者は，実績がなくてもよい。※「総合評定値」・「技術職員数」・「平均完成工事高」は，総合評定値通知書の数値を記入する。※「専任技術者」は，建設業許可を有する工種全てを記入（委任の場合は，委任先営業所で建設業許可を有する工種全てを記入）**【指定様式１－３】**※自己資本額は，財務諸表の「純資産の部」の①=株主資本合計，②=評価・換算差額等合計，③=Ⅲ新株予約権，④=純資産合計を記入する。 | ○ | **【指定様式１－１】**※実印（指定様式７使用印鑑届の実印）を押印する。**【指定様式１－２】**※「許可」については，建設業許可を有する工種に特定は●印，一般は○印を付ける。（委任の場合は，委任先営業所が建設業許可(専任技術者)を有する工種）※「希望」については，建設業許可を有するもので，総合評定値通知書の２年又は３年の平均完成工事高があるものに限る。※「総合評定値」・「技術職員数」・「平均完成工事高」は，総合評定値通知書の数値を記入する。※「専任技術者」は，建設業許可を有する工種全てを記入（委任の場合は，委任先営業所で建設業許可を有する工種全てを記入）**【指定様式１－３】**※自己資本額は，財務諸表の「純資産の部」の①=株主資本合計，②=評価・換算差額等合計，③=Ⅲ新株予約権，④=純資産合計を記入する。※委任先及び全体の常勤職員の数は，様式８に該当する人数を①技術職員に，様式８に該当しない職員は②③に記入。 |
| 綴じ込む書類（各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） |  |  |  | ※委任先及び全体の常勤職員の数は，様式８に該当する人数を①技術職員に，様式８に該当しない職員は②③に記入。※パート，アルバイト等は，記入しない。 |  | ※パート，アルバイト等は，記入しない。 |
| ３ | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 | ○ | 審査基準日が当入札参加資格審査申請日の１年７か月前の日以降のもの（基準日が令和４年７月31日以降のものが有効。）**（写し）****※申請後，３月末日までに新しい通知書がでたら，通知書と関係書類一式を提出。** | ○ | 審査基準日が当入札参加資格審査申請日の１年７か月前の日以降のもの（２月に提出する場合は，基準日が令和４年７月31日以降，３月に提出する場合は，基準日が令和４年８月31日以降のものが有効。）**（写し）** |
| ４ | 使用印鑑届 | ○ | **【指定様式７】**実印と使用印が同じでも押印する（委任の場合は，受任者使用印を押印） | ○ | **【指定様式７】**実印と使用印が同じでも押印する（委任の場合は，受任者使用印を押印） |
| ５ | 委任状（営業所等に年間委任をされる場合） | △ | **【指定様式２】**※委任状の印についても，指定様式７（使用印鑑届）と同じものをそれぞれ押印する。※本店代表者が営業所長等に曽於市との取引を委任する場合に添付するものであり，入札に参加するためだけの委任状ではありません。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） | △ | **【指定様式２】**※委任状の印についても，指定様式７（使用印鑑届）と同じものをそれぞれ押印する。※本店代表者が営業所長等に曽於市との取引を委任する場合に添付するものであり，入札に参加する為だけの委任状ではありません。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） |
| ６ | 営業所一覧表 | ○ | **【指定様式３】**※建設業許可を有する営業所（本社も含む）を記入。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） | ○ | **【指定様式３】**※建設業許可を有する営業所（本社も含む）を記入。（指定様式ですが，内容が同等のものであれば指定外様式でも可。） |
| ７ | 建設業許可通知書 | ○ | **写し**（更新中の場合は証明書提出） | ○ | **写し**（更新中の場合は証明書提出） |
| ８ | 工事種類別完成工事高表 | ○ | **経審の様式別紙一（写し）**※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（基準日が同じものか確認） | ○ | **経審の様式別紙一（写し）**※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（基準日が同じものか確認） |
| ９ | 直前２年間の工事経歴書 | ○ | **経審の様式第二号（写し）**※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（基準日が同じものか確認） | ○ | **経審の様式第二号（写し）**※「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（基準日が同じものか確認） |
| 綴じ込む書類（各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | 10 | 技術職員名簿 | ○ | **【指定様式４】**※経営事項審査の様式「別紙二」の順番で記入すること。経営事項審査後に雇用した者(３か月以上雇用している技術職員のみ記入すること)については，まとめて最後に記入し，資格等確認書類（合格証・その他卒業証明書等）を添付すること。※「有資格区分コード」は，該当する有資格を様式８（有資格区分コード）から選択して「三桁の数字」入力すること。（例：008）**※　経営事項審査の様式別紙二を添付すること** | ○ | **【指定様式４】****（県内）**※経営事項審査の様式「別紙二」の順番で記入すること。経営事項審査後に雇用した者(３か月以上雇用している技術職員のみ記入すること)については，まとめて最後に記入し，資格等確認書類（合格証・その他卒業証明書等）を添付すること。※「有資格区分コード」は，該当する有資格を様式８（有資格区分コード）から選択して「三桁の数字」入力すること。（例：008）**（県外）**※県外から県内へ委任する場合は，上記（県内）を参考に作成すること。また，名簿には委任先の技術職員のみを記入すること。**（共通）****※　経営事項審査の様式別紙二を添付すること** |
| 11 | 現況報告書（ボランティア活動・防災協定・ＩＳＯ認証取得・曽於市消防団員雇用・保護観察対象者の雇用支援団体登録） | ○ | **【指定様式５－１】**活動区分１～３・道の日，橋の日，海の日等の愛護活動。・道路，河川，水路，海岸，学校等の清掃作業。活動区分４・学校，社会福祉施設等の設備点検･補修。・公共施設等の遊具点検･補修。活動区分５・学校行事，地域イベント活動等に係る会場設営，重機提供等・通学路等の安全パトロール**※令和３年４月１日から令和６年１月31日の期間内に，事業所として実施(参加)したものについて，記入すること。（個人参加は不可）****※活動場所は曽於市内に限る。****※実施したものについては，新聞記事（記事の部分だけでなく掲載紙，掲載日の確認ができるもの），主催者・管理者等からの証明書（任意様式でも可），写真（日付のあるもの）など，活動内容等が確認できるものを添付すること。（事業所自身で作成した証明書は不可）****※同一イベント等の活動で，複数日数にわたる場合は，１回とみなす。****【指定様式５－２】****※防災協定書（写し）及び証明書（原本）の写し**※ＩＳＯ認証登録証の写し（適用サービスが確認できない場合は，付属書も添付）**【指定様式５－３】****※令和６年２月１日時点の曽於市消防団員（常用雇用労働者に限る）を記入すること。** | × | 不要 |  |
| **※令和６年２月１日時点の保護観察対象者の雇用支援団体への登録状況を記入すること。** |
| 綴じ込む書類（各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | 12 | 納税証明書(本店） |  |  |  |  |
|  | ①都道府県税 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 |
| ②市区町村税 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」【個人】市区町村が発行する「市区町村税の未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」【個人】市区町村が発行する「市区町村税の未納の税額がないことの証明書」**※東京都23区内の法人については，都税事務所が発行する為，「①都道府県税の納税証明書」のみでよい。** |
| ③国税・消費税及び地方消費税 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】税務署発行の「法人税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の３)**」【個人】税務署発行の「申告所得税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の２)**」 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】税務署発行の「法人税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の３)**」【個人】税務署発行の「申告所得税，消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書**(その３の２)**」 |
| 納税証明書（委任先） |  |  |  |  |
|  | ①都道府県税 | △ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」 |
| ②市区町村税 | △ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」【個人】市区町村が発行する「市区町村民税の未納の税額がないことの証明書」 | △ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**【法人】市区町村が発行する「法人市(区･町･村)民税･固定資産税の未納の税額がないことの証明書」【個人】市区町村が発行する「市区町村民税の未納の税額がないことの証明書」**※委任先が東京都23区内の法人については，都税事務所が発行する為，「①都道府県税の納税証明書」のみでよい。** |
| 綴じ込む書類（各指定色のフラットファイルにこの順番で綴じてください） | 13 | 健康保険に関する証明書 | △ | **※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は，添付不要。**※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「無」になっている場合は，領収証書，社会保険料納入証明書等**（写し可）**の加入がわかる書類を添付。※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付できないものにあっては，領収証書，社会保険料納入証明書等**（写し可）**の加入がわかる書類又は適用除外誓約書**【指定様式９】**を添付。 | △ | **※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は，添付不要。**※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「無」になっている場合は，領収証書，社会保険料納入証明書等**（写し可）**の加入がわかる書類を添付。※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付できないものにあっては，領収証書，社会保険料納入証明書等**（写し可）**の加入がわかる書類又は適用除外誓約書**【指定様式９】**を添付。 |
| 14 | 厚生年金に関する証明書 |
| 15 | 雇用保険料納入証明書 | △ | **※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は，添付不要。**※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「無」になっている場合は，雇用保険料納入証明書又は「労働保険概算･確定保険料申告書及び納付･領収書（１期～３期分）」**（写し可）**の加入がわかる書類を添付。※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付できないものにあっては，雇用保険料納入証明書若しくは「労働保険概算･確定保険料申告書及び納付･領収書（１期～３期分）」**（写し可）**又は適用除外誓約書**【指定様式９】**を添付。 | △ | **※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は，添付不要。**※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において加入「無」になっている場合は，雇用保険料納入証明書又は「労働保険概算･確定保険料申告書及び納付･領収書（１期～３期分）」**（写し可）**の加入がわかる書類を添付。※３の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付できないものにあっては，雇用保険料納入証明書若しくは「労働保険概算･確定保険料申告書及び納付･領収書（１期～３期分）」**（写し可）**又は適用除外誓約書**【指定様式９】**を添付。 |
| 16 | 労災保険料納入証明書 | ○ | **①または②のいずれかを提出**①労働基準監督署，労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）が発行する未納のない証明書であり，発行日が第３期の納付期限（令和６年１月31日）を経過した日のもの。②労働保険概算・確定保険料申告書及び納付・領収書**（写し可）**〇現金納付の場合（1期～3期分）　〇口座振替の場合（1期～3期分 ※3期分は口座振替後，提出ください。）雇用保険分の証明書が提出できない場合は**様式９**を提出すること | ○ | **①または②のいずれかを提出**①労働基準監督署，労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）が発行する未納のない証明書であり，発行日が第３期の納付期限（令和６年１月31日）を経過した日のもの。②労働保険概算・確定保険料申告書及び納付・領収書**（写し可）**〇現金納付の場合（1期～3期分）　〇口座振替の場合（1期～3期分 ※3期分は口座振替後，提出ください。）雇用保険分の証明書が提出できない場合は**様式９**を提出すること |
| 17 | 財務諸表類（最新の営業年度分） | ○ | 最新の決算書。（貸借対照表，損益計算書）【個人】青色申告者=青色申告決算書（損益計算書，貸借対照表）白色申告者=収支内訳書**（写し）** | ○ | 最新の決算書。（貸借対照表，損益計算書）【個人】青色申告者=青色申告決算書（損益計算書，貸借対照表）白色申告者=収支内訳書**（写し）** |
| 18 | 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**（ただし，それ以前のものでも，直近の経営事項審査の申請に添付したものであれば可）※提出できない場合は，その理由書（様式10）を提出すること。 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**（ただし，それ以前のものでも，直近の経営事項審査の申請に添付したものであれば可）※提出できない場合は，その理由書（様式10）を提出すること。 |
| 19 | 印鑑証明書 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**※使用印鑑届の実印法人の場合は，法務局発行。個人の場合は，市町村発行。 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**※使用印鑑届の実印法人の場合は，法務局発行。個人の場合は，市町村発行。 |
| 20 | 商業登記簿謄本（全部記載事項証明書）又は代表者の身分証明書 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**法人の場合は，法務局発行の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。個人の場合は，市町村発行の身分証明書。 | ○ | **※令和６年１月４日以降****（写し可）**法人の場合は，法務局発行の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。個人の場合は，市町村発行の身分証明書。 |